

意見書案第 8 号

燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 3 年 12 月 17 日提出

提出者議員	宮 下 透
賛成者議員	池 島 和 行
〃	武 田 貞 行
〃	平 野 義 文
〃	峯 泰 教
〃	日 向 清 一
〃	山 田 靖 廣
〃	猪 口 満 雅

## 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後一層の需要増大が見込まれている。一方、石油産油国（OPEC＋ロシア）は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産には消極的な姿勢にあることから、需給環境を悪化させており、価格高騰に拍車をかけている。

このような状況下、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、各種生産資材（肥料、飼料など）や農業用施設は昨年より価格上昇を続けている。コロナ禍を要因とする需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産者の農業経営を圧迫している。

一方、新規就農を支援する事業においては、来年度より「新規就農者育成総合対策」として事業内容が大幅に変更となる。これまで全額国費負担で支援が行われてきたが、地方負担が伴う事業内容となっている。このため、地方自治体の財源によって取組に差が生じることや十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性があり、これまでどおり国の全額負担が求められている。

また、来年度の水田活用直接支払交付金において、長期間水張りされていない水田を戦略作物助成の交付対象から除外するとの内容が示された。北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付に協力してきた経過にあり、突然交付金の対象外とすることは納得がいかず、水田地帯の崩壊につながりかねない。

については、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、水田活用直接支払交付金などについて、万全な政策を講ずるよう下記の内容を、強く求める。

### 記

#### 1 燃油や生産資材等の価格高騰対策について

農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用量が増加することから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

また、燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材（肥料、飼料など）に加え、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

#### 2 新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者の円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取組に差が生じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担すること。

#### 3 水田活用直接支払交付金の運用並びに交付対象の見直しについて

来年度の水田活用直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、長期間水稲を作付していない水田が交付対象外になると、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては影響が大きく、今後このような政策転換では経営困難に陥る可能性があり、荒廃地の増加など地域農業の崩壊につながりかねないため、生産現場に混乱が起きないように慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 3 年 1 2 月 日

岩見沢市議会

提出先  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣